

保健環境 クリーン穴の川

5月16日に各町内会のクリーン衛生推進員のみなさんとボランティアの方が30名ほど集まり、穴の川の川床と遊歩道のゴミ拾いを行いました。スクーターや自転車などが出てきた前回までよりは少なかったものの、それでも大量のゴミ袋の山に…。不法投棄禁止の看板が捨てられていたのが印象的でした。

私たちのまちを流れる穴の川、キレイな状態で後世に残していきたいですね。

(主催：クリーン穴の川実行委員会)



交通安全 6月1日から自転車のルールが変わりました。

昨今の交通違反による自転車事故が多発していることから、悪質な自転車の運転手に対して安全講習の受講を義務付ける改正道路交通法が6月1日から施行されました。違反行為を知って、自転車ルールを守り、安心安全な生活を心がけましょう。

下記の違反行為を3年間のうち2回以上摘発されると安全講習を受講する義務が発生します。これを無視すると裁判所へ呼び出された上、5万円以下の罰金となります。

- ①信号の指示を無視すること
- ②道路標識などで通行禁止されている場所を通ること
- ③歩道を徐行せずに通ること
- ④自転車専用レーンの枠外を通ること
- ⑤歩道がない道で歩行者の通行を妨げること
- ⑥閉じようとしている又は閉じている踏切内への立ち入り
- ⑦交差点で優先されている車両の通行を妨げること など
- ⑧交差点で車両の通行を妨げるように右折すること など
- ⑨右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らう など
- ⑩一時停止の指定がある場所で止まらないこと など
- ⑪歩道で歩行者の通行を妨げること
- ⑫ブレーキが利かない又は壊れた自転車の運転
- ⑬お酒を飲んでの自転車運転
- ⑭前方不注意などのさまざまな行為

14歳以上のすべての
自転車利用者が
対象となります！



そもそも下記の行為は禁止です!!

- ・携帯電話を使用しながらの運転
- ・傘を差しての運転
- ・2人乗り
- ・イヤホンやヘッドフォンで音楽を聴きながらの運転
- ・2台以上での並列走行